

資料 No. 4
品川区長期基本計画改訂委員会
平成 25 年 8 月 30 日

品川区長期基本計画【改訂版】素案（たたき台）

都市像 4 次代につなぐ環境都市

都市像 5 暮らしを守る安全・安心都市

区政運営の基本姿勢

品川区 企画部

都市像 4 次代につなぐ環境都市

4－1	水とみどりの豊かな都市をつくる	1
4－2	やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する	9
4－3	環境再生のまちをめざす	13
4－4	環境コミュニケーションを充実する	20

都市像 5 暮らしを守る安全・安心都市

5－1	災害に強いまちをつくる	25
5－2	魅力的で住みよい市街地を整備する	33
5－3	便利で安全な交通環境をつくる	38
5－4	区民生活の安全を確保する	44

区政運営の基本姿勢

6－1	協働による区政運営を推進する	49
6－2	行政改革を継続的に推進する	53
6－3	基礎自治体としての基盤を確立する	58

都市像4 次代につなぐ環境都市

基本方針4－1 水とみどりの豊かな都市をつくる

政策の方向

水辺やみどりがもつ多面的な機能が、区民生活において、さらに有効な資源として活用されるよう、河川や運河の水質改善を推進するとともに水辺空間の利活用を促進するための環境整備やしくみづくりを進めます。また、公共のみどりを増やしていくとともに、区民や企業の自主的なみどりづくりを支援できるようなしくみづくりと啓発活動を推進します。

現在の状況

品川区は、これまで、水とみどりのネットワーク構想を掲げ、時代ごとの区民ニーズを捉えて、しながわ区民公園やしながわ中央公園、東品川海上公園などを整備してきました。しかし、近年、「水辺」や「みどり」は、単に憩いの場、遊びの場としてだけでなく、環境教育やボランティア活動の場として、またヒートアイランド現象の緩和などの環境改善や様々な生物の生息場所、災害時の避難場所や船着場などの役割も期待されるようになっています。そこで、これまで整備してきた「水辺」や「みどり」の資源を区民生活にとって、さらに有効なものとして活用するため、平成20年（2008年）に「新・水とみどりのネットワーク構想」を策定しました。この構想の実現をめざすため、水とみどりに関する施策を総合的かつ計画的に進める「水とみどりの基本計画・行動計画」を平成24年（2012年）に策定しました。

品川区は臨海部に長い水際線をもち、品川浦・天王洲地区ならびに勝島・浜川・鮫洲地区（勝島運河）が東京都の「運河ルネッサンス構想」に基づく運河ルネッサンス推進地区に指定されています。これを受け、それぞれの地区の運河ルネッサンス協議会により、運河等に浮桟橋が設置され、手漕ぎボートやカヌーなどの発着に利用されています。また、天王洲や東五反田などの再開発区域内でも、河川や運河等の水辺利用の進展が見られ、水辺の魅力向上に向けた取り組みが活発化しています。

高度経済成長期、生活雑排水の流入により生き物の棲まない「死の川」となった目黒川および立会川は、その後の下水道の普及により水質が改善し、さらに、平成7年（1995年）には下水高度処理水を目黒川へ、平成14年（2002年）にはJR東京駅付近の地下湧水を立会川へ放流するなどにより、近年では環境基準を達成するレベルにまで回復してきました。

しかしながら、雨天時に合流式下水道から汚水の混ざった雨水が流れ出るこ

と、感潮河川のため流れが停滞していることなどから、現在でも臭気の発生、白濁化などの問題が残っています。

「みどり」については、平成 21 年度（2009 年度）に実施した「水辺とみどりの実態調査」によると、みどり率は 21.2%（緑被率は 15.8%）となっており、過去 5 年間で 1.6 ポイント（緑被率は 1.9 ポイント） 増加しました。品川区全体の公園面積は、大崎などの駅周辺での再開発事業とともに公園新設や、工場跡地の取得などによる公園の整備などにより増加していますが、区の面積に占める公園面積の割合は、区部平均より低くなっています。

今後の課題

かつては、みどりや水辺が豊富であり、区内でも海辺での水遊び、子どもたちの虫とりなどの光景が見られ、身近な生き物とのふれあいの場も多く存在しました。しかし、現在では臨海部に長い水際線をもちながら、直接水に親しめる空間が少なく、生き物の生息・生育の場は、公園緑地などの一部の空間に限られているのが現状です。

そこで、新たに策定した「水とみどりの基本計画・行動計画」では、これまでの緑地や水辺の整備を継承しつつ、多様な担い手が、多様な手法で「水とみどりがつなぐまち」の実現をめざします。

一方、土地の確保が難しいことから、今後、大規模な公園・緑地の整備を進めることは困難で、公園面積の顕著な増加は難しい状況です。そこで今後は、公園・緑地の整備や民有緑地の確保だけでなく、水辺空間の整備や民間開発により生まれた広場空間の活用なども含めた「水とみどりのネットワーク」の充実をめざします。

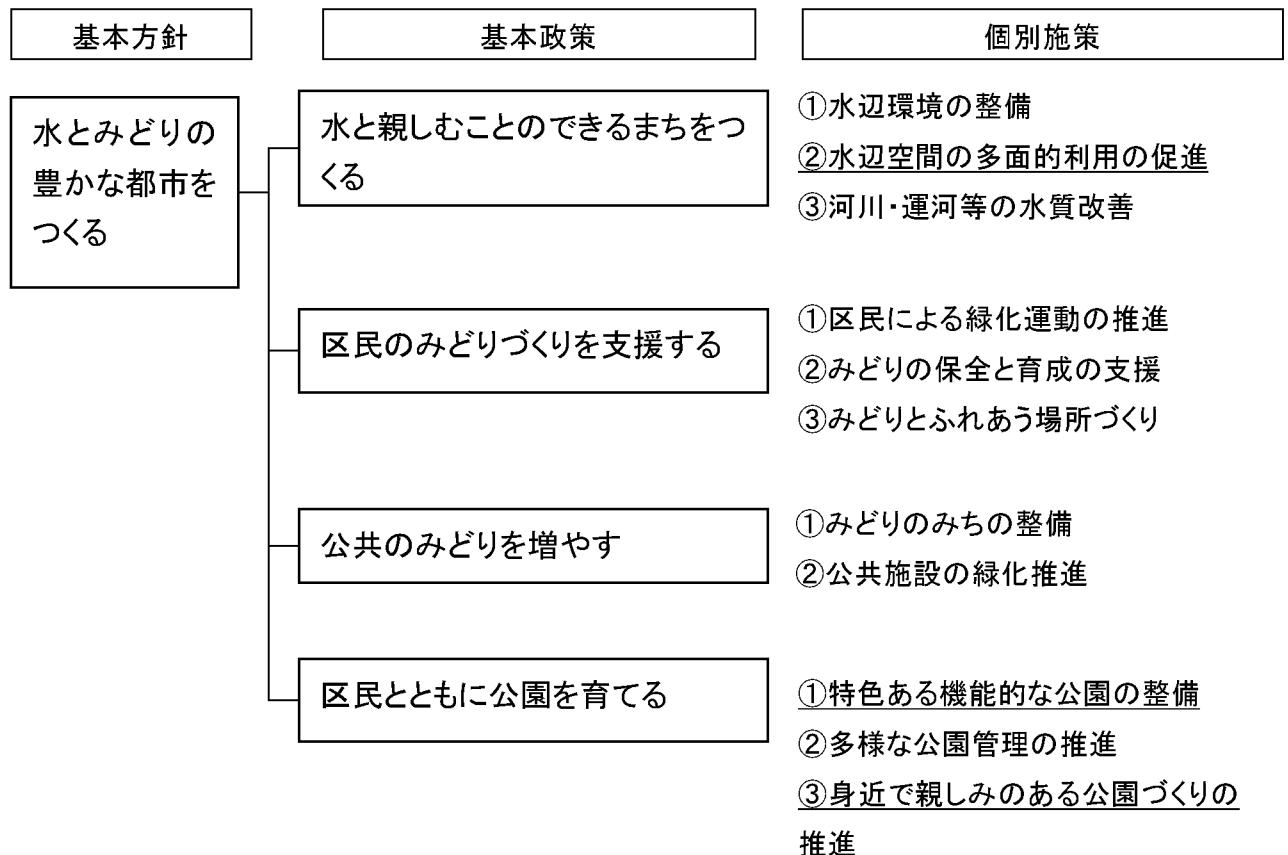
また、これにあわせて、みどりの増加率を示す指標として、みどりで覆われた部分の割合を示す「緑被率」に加えて、公園やみどりに水面なども含めた割合を示す「みどり率」を採用し、区内の 4 分の 1 がみどりで覆われている「みどり率」 25 %をめざします。

今後は、水辺空間や拠点となる公園をはじめ、それらをつなぐ回廊としての街路樹や住宅地のみどり、学校・公共施設等のみどりの充実に向けた取り組みを推進していくことにより、身近な生き物とのふれあいの場の確保や、区内の生物多様性の増進への配慮、防災、景観、歴史文化など水とみどりの多面的機能の活用をめざします。

特に区内陸部の地域は、関東大震災以降に田畠が宅地や工場へと変わり、私鉄が次々と開業したことで、住・工・商が混在した形で都市化が進み、住宅が密集・集積している反面、全体的に公園や緑地などが不足しており、防災上の課題があります。このうち荏原地区においては、密集住宅市街地整備促進事業

と連携して、公園や空地の確保を推進する必要があります。また、区の中心部にあるしながわ中央公園の拡張を行い、区の防災拠点として防災機能を重視した公園に整備して行きます。さらに、区民や企業の自主的なみどりづくり活動を支援できるようななしきみをつくり、啓発活動を通じてそうした活動を拡大していく必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 4-1-1：水と親しむことのできるまちをつくる

区民が直接水に親しみ利活用できるよう、河川や運河の環境改善を図り、事業者と連携し親水空間を整備するとともに、水辺空間を活用できるような機会の提供としくみづくりを進めます。

<個別施策>

①水辺環境の整備

区民と水とのふれあいを回復させ、うるおいのある快適な生活の実現を図るため、区民が安心して水に親しめるような空間・施設を企業やN P Oなどと連携し整備します。また、観光や防災の視点からも、水辺空間を活用できるような施設の整備を進めます。

②水辺空間の多面的利用の促進

区民が身近に水を感じ、気軽に水に親しめるように、区民と協働して情報発信や機会づくりに必要な体制を構築するとともに、水辺利用の規制の緩和を誘導し、水辺空間に対する区民の多様な要望に応え、水辺の利活用を促進します。

③河川・運河等の水質改善

立会川では、地下湧水の放流に加え、白濁や臭気発生の抑制のため貧酸素化している底層部分に高濃度酸素溶解水を供給するなど、水質改善を進めます。

また、目黒川においては、下水高度処理水の導水に加え、調査・実験等を行うなど、一層の水質改善策の実現を推進します。さらに、東京都や周辺区との連携を一層強化し河川・運河等の水質改善を進めます。

基本政策 4-1-2：区民のみどりづくりを支援する

区民や企業にもみどりづくりに関わってもらうための支援や意識の醸成を進めるとともに、区民が自発的にみどりの創出に取り組めるようなしくみづくりを進めます。

<個別施策>

①区民による緑化運動の推進

区民が身近なところでみどりづくりに取り組みやすいように誘導・支援し、区民によるみどりづくりを促進します。

②みどりの保全と育成の支援

区民と区との協働により、既存の自然環境やみどり空間の保全を図り、区民の環境保全に対する関心・機運の醸成を図ります。また、自然環境・みどり空間の健全な育成に寄与するような区民の活動に対する支援を促進します。

③みどりとふれあう場所づくり

既存の自然環境やみどり空間を活用したり、新たに整備することで、区民の身近な場所に自然にふれあえる空間を創出するとともに、そこでの区民の自主的活動を支援することを通じてみどりや自然・環境への理解を促進します。

基本政策 4-1-3：公共のみどりを増やす

拠点となる公園を結ぶ緑道等の整備や周辺の学校・公共施設の緑化を推進して、ネットワークの形成を促進します。

<個別施策>

①みどりのみちの整備

みどりのみちを整備することで、拠点や軸線を構成する主要公園や緑道をネットワーク化し、安全で快適な歩行空間として区民の利用促進を図るとともに、災害時の避難路としての機能の強化を図ります。

②公共施設の緑化推進

公共施設の緑化を推進することで、やすらぎやうるおいのある空間を創出し、地域環境の改善を図ります。さらに、こうしたみどりを取り込むことで、ネットワークの広がりを促進します。

基本政策 4-1-4：区民とともに公園を育てる

ネットワークの拠点となる公園の整備を着実に進めるとともに、区民の多様なニーズに応えるため、公園整備や公園管理を多様な手法を用いて進めます。

<個別施策>

①特色ある機能的な公園の整備

住民のレクリエーションや憩いの場、防災の拠点、生物の生育の場、生き物とのふれあいの場などとしての機能を高め、特色ある機能的な公園の整備を進めます。

②多様な公園管理の推進

公園の維持管理や利活用について、区民の多様なニーズに応えられるような手法・方策を実践して、区民の積極的な参画を促進していきます。また、公園づくりに関わる多様な区民活動に対する支援を推進します。

③身近で親しみのある公園づくりの推進

身近で親しみのある公園の充実を図るため、多様な手法を活用し、地域住民のライフスタイルに応じた公園機能の更新や、区民のニーズを反映した公園づくりを進めます。

基本方針4－2 やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する

政策の方向

品川区の歴史・自然・文化的景観を後世まで伝えるとともに、地域の特性と個性を活かし、快適でうるおいのある区民がやすらぎを感じる都市景観の形成を進めます。また、国際都市東京の表玄関としてふさわしい、にぎわいのある都市景観の形成を進めます。

現在の状況

品川区は、旧東海道の最初の宿場という歴史的な背景や東京湾に面しているという地形的な条件など、魅力ある景観資源を数多くもっています。由緒ある寺社をもつ地区、市街地整備が進んだ地区、水辺やみどりなど自然環境が多く残る地区や庶民的で活気あふれる地区など、様々な顔があります。今後、これらの地域特性を活かした景観政策の積極的な展開が求められています。

また、平成16年(2004年)、わが国ではじめての景観についての総合的な法律である「景観法」が施行されたことにより、基礎自治体による法に基づく良好な景観形成の取り組みがスタートしました。

品川区でも平成22年(2010年)7月に「景観行政団体」となり、平成23年(2011年)4月より「品川区景観計画」の運用を開始しました。

現在、地区の個性や特徴を活かした景観ルールを取り決めた「重点地区」として、「旧東海道品川宿地区」を定め、景観アドバイザー制度による景観アドバイスなどの窓口相談も開催しています。

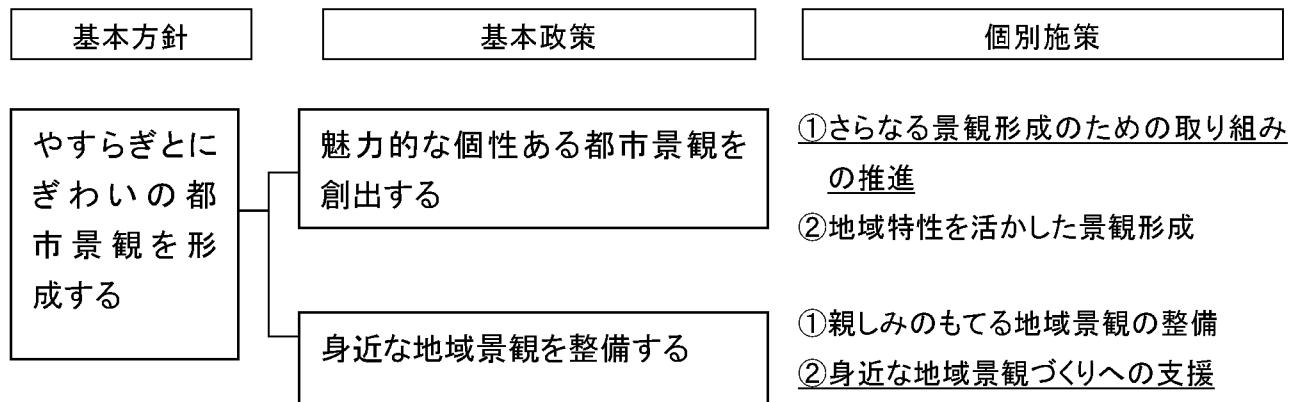
また、「旧東海道品川宿地区」以外の地域でも、身近なところからの景観づくりの取り組みが見られる地区を「重点地区」へ指定していく検討を進めています。

今後の課題

品川区は、「景観行政団体」となり「品川区景観計画」を策定し、区民と共に実効性のある政策を実現してきましたが、今後はさらなる景観意識の醸成のための施策を推進していくことが重要です。

また、まちのにぎわいを創出するためには、観光施策等と連携した景観まちづくりを進めることができます。さらに、水辺エリアにおいては、河川や運河の景観や水面から眺望する景観づくりが重要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 4-2-1：魅力的な個性ある都市景観を創出する

魅力的な個性ある都市景観を創出するため、景観形成のためのしくみづくりを推進します。また、にぎわいのある都市景観を形成していくため、歴史的なまちなみや特色ある商店街などの地域特性を活かした景観形成を推進します。

<個別施策>

①さらなる景観形成のための取り組みの推進

都市計画における様々な方針と連動させ「景観計画」の運用を行い、将来を見据えた景観まちづくりへ誘導します。

また、個性的で魅力ある景観づくりに寄与した区民や団体等の活動を対象とした発表の場の提供や表彰等、区における景観活動を推進していく仕組みづくりを行い、景観まちづくりへの意識啓発を図ります。

景観上重要な路線の無電柱化（電線類の地中化を含む）について、基本方針を取りまとめます。

品川区における景観形成のさらなる飛躍を求め、地域との景観まちづくりにおいて協働してゆくためのしくみづくりを行い、区民とともに景観まちづくりを推進していきます。

②地域特性を活かした景観形成

地域特性に応じた魅力ある都市景観を形成し、まちのにぎわいづくりにも資する、活力ある景観づくりを推進するとともに、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、無電柱化を進めます。また、目黒川沿いや勝島運河周辺など、うるおいのある水辺景観の保全を検討します。

基本政策 4-2-2：身近な地域景観を整備する

地域住民や通行者などにうるおいを与えるとともに、地域に根ざした誰もが親しめる、身近な景観づくりを進めます。また、地域に根付いた魅力ある景観の整備を行ないます。また、地域が行う景観づくりに関する事業と連携して整備・支援をしていきます。

<個別施策>

①親しみのもてる地域景観の整備

道路に面した鉄道高架下の壁画などにおける落書き等の汚れにより、景観が阻害されています。そのため、道路擁壁等美化事業により地域住民や通行者などにうるおいを与えるとともに、親しみのある都市景観の整備を図ります。

②身近な地域景観づくりへの支援

「品川区景観計画」における「重点地区」など、地域に根付いた魅力ある景観を残すまちなみを「修景」していく事業に対して国や都と連携し支援しています。

基本方針4－3 環境再生のまちをめざす

政策の方向

すべての区民が、地球温暖化をはじめとする地球環境問題を人類共通の課題として認識し、低炭素社会を構築する必要があります。そのため、区・区民・事業者の三者が、それぞれの責任と役割を踏まえて、具体的な取り組みを推進します。

また、地域における良好な生活環境の確保や自然再生活動の推進など、身近なところから環境の保全・改善に向けた取り組みを進めます。

一方、区民生活の基盤を支える清掃事業では、ごみの減量やリサイクルに関する取り組みを強化するとともに、区民の自主的な活動を支えるために必要な支援を継続しながら、なお一層の啓発等を行います。

現在の状況

私たちは、地球温暖化やオゾン層の破壊、森林の減少や大気や海域の汚染、エネルギー問題など、人類の活動に起因する未曾有の危機に直面しています。このため、区民生活に直接関わる取り組みはもとより、国際的な取り組みのほか、国、自治体、産業など幅広い各方面における取り組みが求められています。

また、都市部においてはヒートアイランド現象などへの対策が必要となっています。このため、区は、一事業者として区施設への環境に配慮した設備等の導入など、自ら率先行動を進めるとともに、区民・事業者が果たすべき役割を盛り込んだ「第二次品川区環境計画」に基づき具体的な施策を進めます。

また、品川区における再開発事業においても、環境への負荷を低減する技術やしくみを活用した施設の建設や対策の誘導を行っています。なお、典型7公害については、規制指導調査等の実施を従来からの法・条例に則り迅速に対応しておりましたが、区民の身近な課題である生活環境については多様化しており、対応が複雑化しています。

また、ごみ・リサイクルについては、平成12年度（2000年度）に東京都から品川区に清掃事業が移管された後、各戸収集をはじめとして区の独自性を発揮した様々な取り組みを展開してきました。その結果、区のごみ量は減少傾向である一方で、資源回収品目の拡大とともに資源の回収量は増加傾向にあり、資源循環型社会の構築に向けての取り組みの成果が出てきているところです。

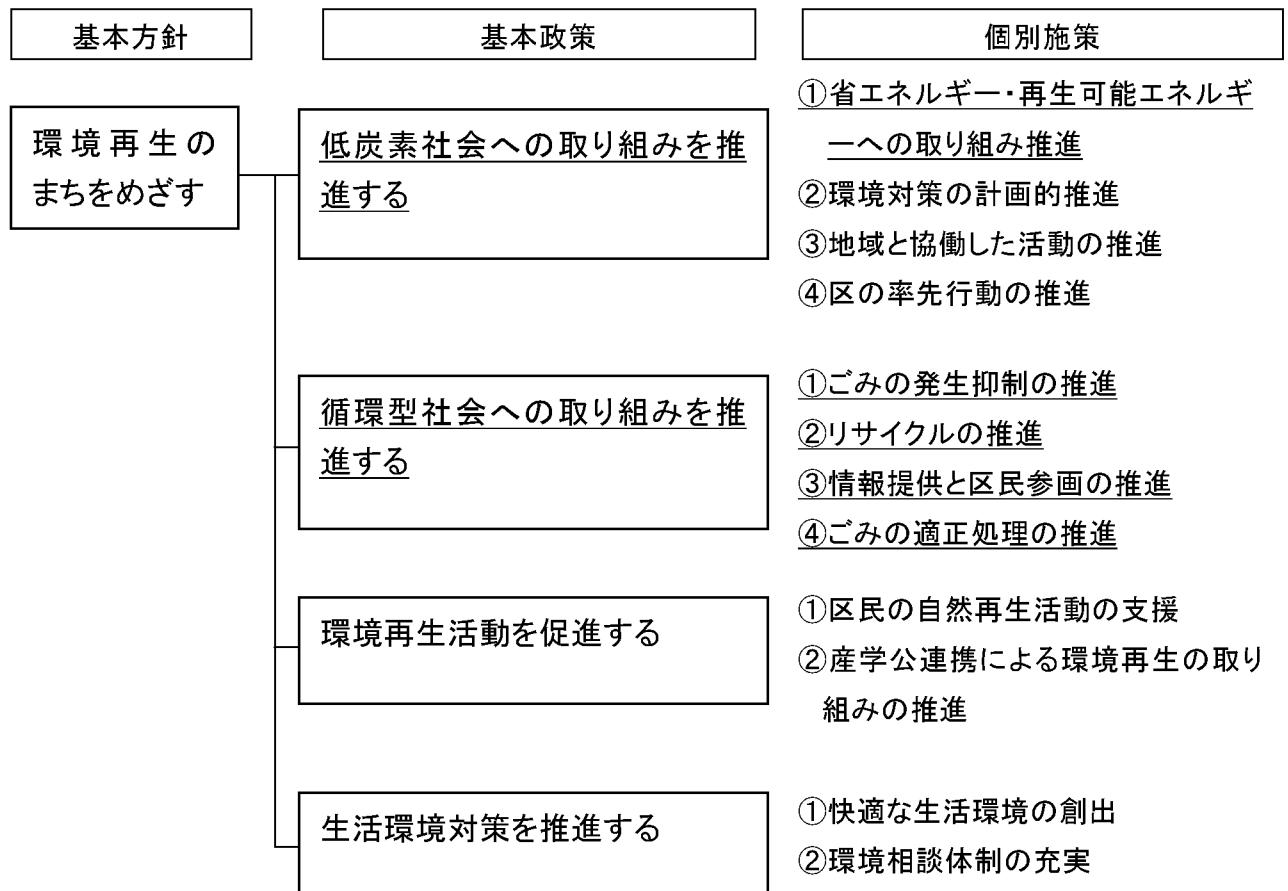
今後の課題

環境再生に向け、区民一人ひとりが身近で具体的な行動への第一歩を進めることが重要です。CO₂排出量の削減や省エネルギーとなる、環境先進技術を用いた省エネ機器の導入や、環境に配慮したライフスタイルの変革などが求めら

れており、区はこうした様々な活動を側面から支援していく必要があります。また、従来からの規制指導調査等の環境対策に加え、近年、身近な生活環境については、有害化学物質の新たな課題への対応等も求められています。

清掃事業については、今後、より一層の資源循環型社会の構築に向けた取り組みが求められており、さらなるごみの減量・リサイクルの推進が必要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 4-3-1：低炭素社会への取り組みを推進する

CO²の削減や省エネルギーなどのさらなる推進を図るため、区自ら率先垂範するとともに、区民や事業者への普及・啓発等を積極的に進め、広範な区民運動の展開を図ります。

<個別施策>

①省エネルギー・再生可能エネルギーへの取り組み推進

地球環境を良好に次代へ引き継ぐため、限りある資源を有効に活用するとともに、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入などの検討を進めます。

②環境対策の計画的推進

環境計画は、長期基本計画との整合およびその他の個別計画との連携を図りながら、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための中心的役割を担っており、適宜見直しさらに効果的な運用を図ります。

③地域と協働した活動の推進

地域において温室効果ガスを削減するため、区民・事業者と連携して計画的かつ総合的な取り組みを展開します。

④区の率先行動の推進

品川区は「品川区地球温暖化防止対策実行計画」や環境マネジメントシステムを通じて、省資源、省エネルギーなどの取り組みをさらに進めます。

基本政策 4-3-2：循環型社会への取り組みを推進する

循環型社会を構築するためには、区民・事業者・区が、それぞれの役割と責任に応じて、より一層、ごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組んでいくことが必要です。このため、区は、次の4つの施策や事業を展開します。

＜個別施策＞

①ごみの発生抑制の推進

ごみ減量については、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の実践が有効な手段ですが、リサイクルや再使用の前に、まずごみの発生総量を減らすことに努めることが重要です。そのため、区は、区民・事業者に発生抑制について積極的に働きかけを行います。

②リサイクルの推進

発生抑制、再使用の取組みを行っても、なお、排出されるごみについては、コストや環境負荷に配慮しながら、資源として可能な限りリサイクルを推進します。また、区民や事業者に対しては、ごみと資源の分別の徹底を啓発します。さらに、事業者には、自主的なリサイクルシステムの構築を働きかけます。

③情報提供と区民参画の推進

区民・事業者一人ひとりが環境問題について正しい知識を持ち、行動をすることが求められています。そこで区は、環境教育・環境学習の推進、環境情報の発信など普及啓発活動の充実を図り、区民参画を推進します。

④ごみの適正処理の推進

ごみ減量を実施してもなお、ごみとして処理をしなければならないものについては、環境負荷を与えないように配慮しながら、排出指導やリサイクルルートの誘導等、適切に対応します。

基本政策 4-3-3：環境再生活動を促進する

区民・事業者が環境再生への意識をもち、自然再生への活動に参加しやすくなるように様々な活動を支援します。また、区内の植物等の生息状況、自然環境の現状把握を行うとともに、産学公連携による共同研究を進め、その成果を環境再生活動に活かします。

<個別施策>

①区民の自然再生活動の支援

生物実態調査の実施により、区内の自然環境を把握し、みどりの増加運動を推進するとともに、「早川町の里山再生」における区民の自然再生活動を支援します。

②産学公連携による環境再生の取り組みの推進

産学公が、協働してヒートアイランド対策等の研究実証事業を行うとともに、その成果を自然再生、CO²削減、地球温暖化対策に活かします。

基本政策 4-3-4：生活環境対策を推進する

身近な環境問題や有害化学物質などの環境問題に対応するため、現状把握に努め、国や都および関係機関と連携した対策を進めます。また、地域の環境データを収集して、環境対策等に活用するとともに身近な環境事象への対応や環境相談体制の充実を図ります。

<個別施策>

①快適な生活環境の創出

地域の環境状況を把握し、より快適で安全な生活をめざした新たな環境事象への対応を推進します。

②環境相談体制の充実

環境相談体制の充実により、カラス対策・アスベスト対策をはじめとする身近な環境事象への対応を推進します。

基本方針4－4 環境コミュニケーションを充実する

政策の方向

今日の環境問題を解決するためには、個別の対症療法的な取り組みだけではなく、社会全体での総合的な取り組みが必要です。

区は、これまで区民の一斉活動などの啓発活動を行ってきました。これをさらに推し進めるために、区が区民や事業者と積極的に会話し、環境再生のためにそれぞれの立場で何ができるのか、どのような分野で協働できるのかなどを明らかにし、区民の創意を活かした実践活動を進めます。

現在の状況

品川区は、区や区民・事業者が果たすべき役割などを盛り込んだ「品川区環境計画」を平成15年（2003年）8月に策定して具体的な取り組みを推進してきました。その一環として区民への環境情報の収集、発信や活動拠点となる「環境情報活動センター」を設置して、環境活動団体への支援や育成を図っています。また、環境学習講座の開催、環境活動団体の顕彰と紹介など人と活動のネットワーク化を推進し、環境コミュニティの形成を図っています。

さらには、環境にやさしいライフスタイルの普及のため、地球にやさしい環境運動や、家庭での環境ISOの手法を活かした取り組みを推進しています。

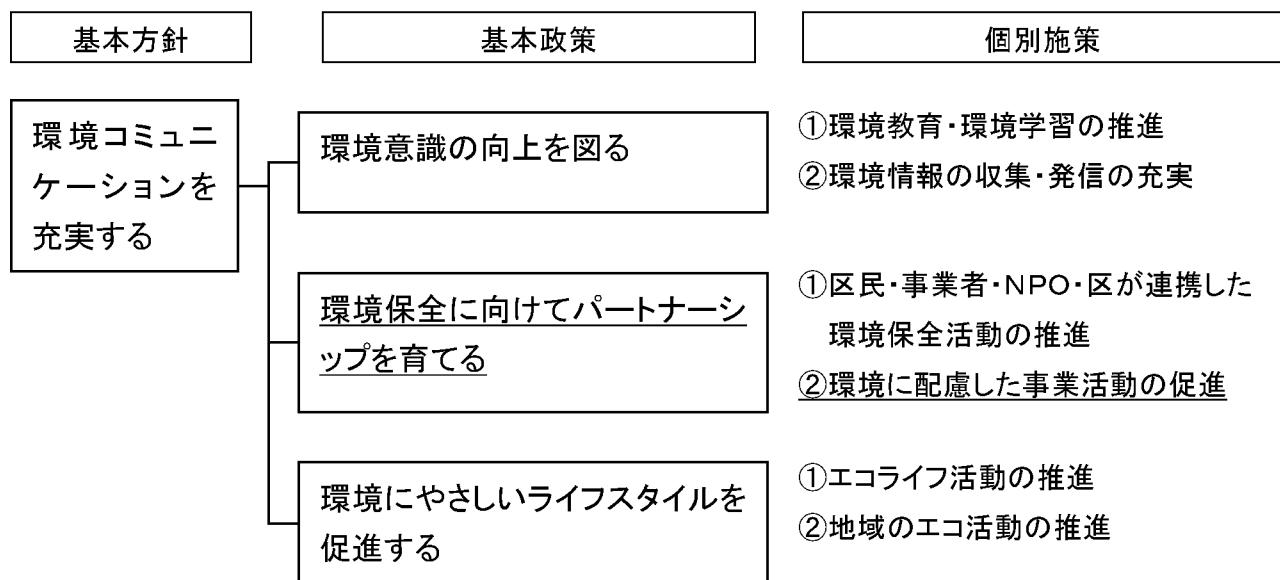
平成25年(2013年)3月に新たな環境課題を踏まえた第二次品川区環境計画を策定しました。

今後の課題

これまでホームページを通じて、区内の大気の状況や地表温の計測データなどをリアルタイムに発信していましたが、今後も環境意識の向上を図るため、環境情報の収集と発信の拡充が必要です。また、地域のエコライフ活動の核となる環境リーダーを養成して町会・自治会、事業者やNPOと連携・協力して活動を広げていくことが不可欠です。「環境情報活動センター」が区民の環境活動の拠点となるよう、さらに機能の充実を図るとともに、住まいや暮らしの中で工夫を凝らし、環境にやさしいライフスタイルを推進する地区エコ活動が拡大発展するよう多様な支援を行うことが必要です。

また、区民、とりわけ次代を担う子どもたちを中心として環境学習会や発表会を開催し、環境教育、環境学習をさらに推進することが重要な課題となっていきます。

施策体系図



【環境コミュニケーション】

国の環境基本計画では「持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聴き、討議することにより、お互いの理解と納得を深めること。」という意味で用いられており、現在では行政や企業の環境活動で使われるようになってきています。区でもこのようなことを通じて、区民や事業者の方と協働して環境活動を進めていきたいと考えています。

政策の概要

基本政策 4-4-1：環境意識の向上を図る

学校教育や生涯学習の場など様々な機会を活用して、環境教育を充実するとともに、環境情報の収集・発信・ネットワーク化のさらなる充実を図ります。

<個別施策>

①環境教育・環境学習の推進

区民一人ひとりの具体的な環境への取り組みのために、環境問題についての正しい理解を促進し、環境に配慮した生活や行動を推奨し支援します。

②環境情報の収集・発信の充実

区民や事業者の様々な環境活動を促進するため、環境情報の収集や発信のお一層の充実を図ります。

基本政策 4-4-2：環境保全に向けてパートナーシップを育てる

効果的に環境保全の取り組みが行えるよう区民、町会・自治会、事業者、NPO等の環境活動団体との連携を強化します。また、事業者が行う省エネルギー対策などによるCO₂削減の取り組みを支援します。

<個別施策>

①区民・事業者・NPO・区が連携した環境保全活動の推進

区民や町会・自治会、事業者、NPO等の環境活動団体の支援や育成を図り環境ネットワークの形成を図ります。

②環境に配慮した事業活動の促進

事業者が環境に配慮した事業の運営を推進するため、環境マネジメントシステムの導入や環境経営の支援を行います。

基本政策 4-4-3：環境にやさしいライフスタイルを促進する

区民一人ひとりの行動が環境再生へとつながるよう、環境にやさしいライフスタイルの推奨、地域におけるエコ活動を支援し、身近なところからできる環境行動を促進します。

<個別施策>

①エコライフ活動の推進

環境にやさしいライフスタイルの促進のため、地球にやさしい環境運動の推進や国産間伐材の有効活用を推進します。

②地域のエコ活動の推進

打ち水運動、省エネの日など、区民の参加しやすい状況をつくり、地域で一斉に行動できる体制を整備し拡大します。

都市像5 暮らしを守る安全・安心都市

基本方針5－1 災害に強いまちをつくる

政策の方向

区民、事業者、関係行政機関と連携しつつ、「地域防災計画」を適切に見直し、総合的かつ体系的な防災対策を進めます。また、住宅密集地の防災性の向上や建築物の耐震化、地域防災活動の支援などの取り組みを積極的に推進するとともに区の応急初動態勢を強化します。

現在の状況

国が今後30年以内に首都直下地震が発生する確率は70%と公表するなど、大地震の切迫性が指摘される中で災害への対応力の強化が重要となっています。

また、区が実施した『第20回品川区世論調査』平成24年（2012年）11月の調査結果でも防災対策、安全な市街地整備への対応が、重要施策の上位にあります。

平成24年（2012年）4月に東京都から公表された新たな「首都直下地震による東京の被害想定」と東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年度（2012年度）に「品川区地域防災計画」の修正を行い、避難所運営体制の強化、女性の視点、災害時医療体制の強化、新たな災害への対応といった内容を盛り込みました。

また、策定から5年が経過した「品川区耐震改修促進計画」については、計画の達成状況などの現状把握を踏まえながら、より効果的な施策を進めていくために平成25年（2013年）3月に改定を行い、新たに平成32年（2020年）までの耐震化目標を掲げ、耐震診断・補強設計・耐震改修等を行うにあたっての支援策の拡充、強化を図ってきました。

さらに、住宅密集地への対応についても、「木密地域不燃化10年プロジェクト」の不燃化特区制度により先行実施地区として選定された「東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区」および、豊町、二葉、戸越地区を中心とした本格実施5地区約16.2haにおいて、都と連携した重点的、集中的な不燃化への取り組みを図るとともに、特定整備路線の補助29号線およびその沿道において、広域避難場所への道路の整備や沿道建築物の不燃化促進など、防災性や住環境の向上を図っています。

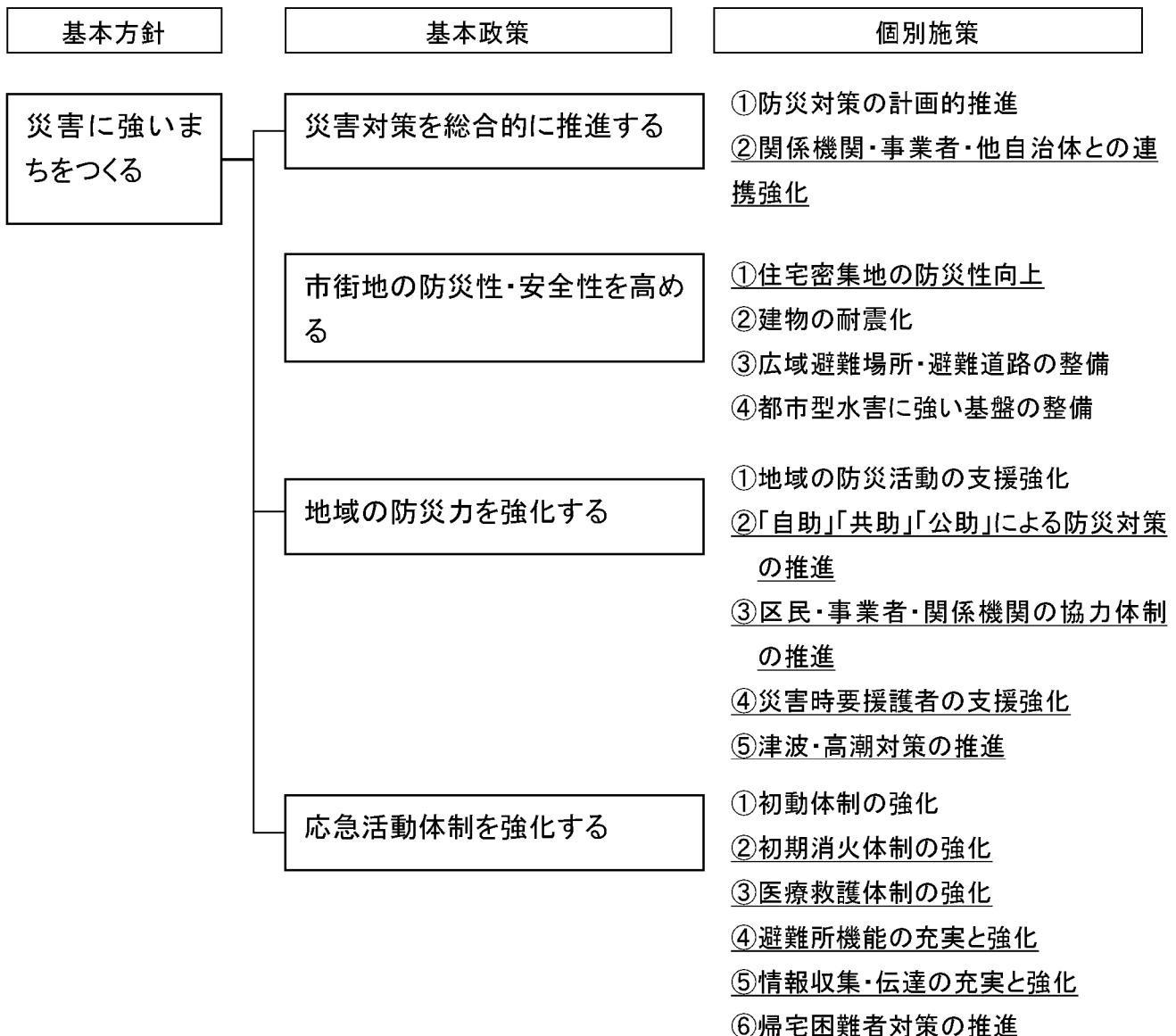
今後の課題

今後、新たな地域防災計画に基づいた対策の実施に向けて区民、事業者、関係行政機関との連携をさらに強化して、具体的な取り組みを進めていく必要が

あります。とりわけ新たに定めた減災目標の達成に向けて、自助、共助、公助を基本にそれぞれの取り組みを強化拡大し、防災計画ならびに関係計画に定める施策を計画的に進めることが重要です。

また、市街地整備については、荏原地区を中心に地震災害およびこれに起因する延焼火災等に対して脆弱な住宅密集地が残されていることから、地域の不燃化、防災性の向上に向け都と連携のもと、取り組みを強化、充実し進めていく必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 5-1-1：災害対策を総合的に推進する

災害時に効果的な対応が取れるよう、「地域防災計画」を適時更新とともに、震災復興計画、災害ボランティアマニュアルなどの各種計画を地域特性を踏まえ策定します。

<個別施策>

①防災対策の計画的推進

これまでの災害の実例を教訓として迅速かつ効果的な対応ができるよう、地域防災計画との整合を図りながら震災復興計画や関係マニュアル等を策定し、あわせて人、もの、情報などの資源を最大限活用した防災体制づくりを進めます。さらに、震災があった場合にすばやく復旧できるよう地籍調査を進めます。

②関係機関・事業者・他自治体との連携強化

警察、消防などの行政機関および町会、区民、商店街ならびに交通機関や企業、大型集客施設、その他事業者、他自治体との横断的な連携や協力体制を強化し、総合的に防災対策を進めます。

基本政策 5-1-2：市街地の防災性・安全性を高める

老朽建築物が密集し公共空間の著しい不足が見られる地域について、危険度の現状を区民に周知し、老朽住宅の建替えや不燃化および共同化を促進するとともに、道路・広場等公共施設の効果的な整備を行い、防災性・住環境の向上を図ります。

また、局地的な大雨などの頻発や都市化の進展にともなう雨水の貯留・浸透機能の低下が原因である都市型水害の被害を早期に軽減するため、下水道排水施設や雨水流出抑制施設整備の推進、防水板の設置など浸水に対する予防措置を図る対策を推進します。

<個別施策>

①住宅密集地の防災性向上

住宅密集地において、防災上有効な公園・広場の用地取得・整備、生活道路の拡幅整備により基盤となる公共施設の整備を進めるとともに、老朽建築物等の除却や共同・協調建替えの支援などにより不燃化を促進し、防災性の向上と居住環境の改善を図ります。

また、地区居住者や権利者によるまちづくり協議会などで、地区計画などの意見交換や検討を行い、地域の意向を踏まえた安全で快適なまちづくりを進めます。

さらに、重点的・集中的な住宅密集地の改善に向け、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」の不燃化特区制度を活用し、先行実施地区および本格実施地区において都と連携のもと不燃化を強力に推進し、地域の防災性の向上を図ります。

②建物の耐震化

耐震改修促進計画に基づき、建物の耐震診断・補強設計・耐震改修等への支援や相談体制、情報発信を強化することで、建物の耐震化を促進します。

また、区有施設のうち、震災時に防災活動の拠点となる施設や避難所となる防災上重要な施設は、早期に耐震化を図ります。その他の施設についても計画的に耐震化を進めます。

③広域避難場所・避難道路の整備

広域避難場所のより一層の安全確保のため、周辺建築物の建替え助成などによる不燃化を促進するとともに、木密地域不燃化10年プロジェクトにおける特定整備路線の補助29号線およびその沿道や、幹線道路沿道の不燃化により市街地大火を防ぐ延焼遮断帯の形成を進め、避難計画人口の拡大、遠距離避難の解消を図ります。

また、避難道路においては、地区計画に基づく壁面後退による道路拡幅整備や、沿道建築物の不燃化を進め、空洞化の調査と補修を進め避難者の安全の確保と早期避難の実現をめざします。

④都市型水害に強い基盤の整備

個人住宅への雨水浸透施設、雨水利用タンクおよび防水板の設置助成を促進するとともに、公共施設および一定の条件を満たす民間施設などに対し雨水流出抑制施設の設置指導を行います。

また、早期に浸水被害の軽減を図るため、浸水の危険性が高い地域において、下水道能力増強工事を積極的に推進するとともに、老朽化対策にあわせて雨水排除能力を増強させるなど効果的に進めます。

基本政策 5-1-3：地域の防災力を強化する

「自分で守る」、「みんなで守る」ことを防災の基本として、防災区民組織および事業所の自主防災意識の高揚と自らの組織力を活用した不断の備えを積極的に支援するとともに、防災資機材を整備、拡充します。また、区民、事業者、関係行政機関との相互連携の強化を進め、災害時要援護者助け合いシステムの充実を図ります。さらに、津波・高潮対策の強化など想定外に備えます。

<個別施策>

①地域の防災活動の支援強化

地域防災力を高めていくために、区民の自主的活動を多面的に支援するとともに、防災機材等を充実します。

②「自助」「共助」「公助」による防災対策の推進

防災対策の基本である「自分で守る」（自助）、町会・自治会等の地域組織や民間事業者が相互で助け合う「みんなで守る」（共助）という意識の向上をさらに図ります。

③区民・事業者・関係機関の協力体制の推進

災害時に区民・事業所・行政が相互に連携し協力体制を築けるよう、地域防災対策三者連絡会議を通じて、具体的対策を取り入れた訓練の実施を推進します。

④災害時要援護者の支援強化

災害時要援護者の支援についてより一層の充実を図ります。

⑤津波・高潮対策の推進

津波・高潮の発生の際に、日頃から区民が迅速かつ適切な行動がとれるよう津波・高潮等について、わかりやすい情報の提供や注意喚起をするとともに、防災意識の普及啓発を図ります。また、津波等の危険性が高い地域において、避難場所等の確保を進めています。

基本政策 5-1-4：応急活動体制を強化する

災害発生時、または発生する恐れがある場合の応急活動を迅速に行うため、夜間休日等勤務時間外の職員参集を含めた初動対応マニュアルの活用による訓練等を実施し、災害対策本部の立ち上げや被害状況の早期把握など初動活動体制の強化を図るとともに、避難所の充実・機能強化の推進や、被災情報等の収集・伝達体制を強化します。

<個別施策>

①初動体制の強化

初動対応マニュアルを充実し、迅速な参集、活動が可能となるようにさらに体制を強化します。

②初期消火体制の強化

街頭消火器の増設、家庭用消火器の購入等のあっせん、小中学校への消防ポンプ配備を進めます。併せて初期消火への対応について啓発を図ります。

③医療救護体制の強化

医師会、薬剤師会、歯科医師会および柔道接骨師会との協定を締結し、医療救護所および緊急医療救護所の体制整備を進めます。併せて災害医療コーディネーターの設置や災害時保健衛生マニュアル（仮称）の策定を図り、一層の医療体制を一層強化します。

④避難所機能の充実と強化

区立学校避難所を中心に備蓄物資、水、トイレの確保などを進めてきましたが、今後はそれ以外の二次避難所、私立学校避難所などで避難所機能の充実を図ります。また、広域避難場所の機能の整備を図ります。

⑤情報収集・伝達の充実と強化

ケーブルテレビ放送網の活用や防災情報配信の一元化システムの構築により、区民、事業者、関係機関との情報収集・伝達の充実強化を図ります。

⑥帰宅困難者対策の推進

発災直後の一斉帰宅による混乱を回避するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則および自宅や施設内における備蓄の確保について、自主的に取り組むよう区民、事業者に周知を図ります。

基本方針5－2 魅力的で住みよい市街地を整備する

政策の方向

羽田空港の拡張にともない東南アジア向けの国際線が大幅に拡充されるほか、わが国の交通の大動脈である東海道新幹線の全列車が品川駅に停車するようになりました。品川区は、東京の表玄関としてだけでなく、国際都市としてのポテンシャルが一層高まっています。こうした交通の結節点にあたる地域特性を活かし魅力的な市街地の整備を推進します。

また、近年、区の人口は増加傾向にあるものの、今後は少子高齢化による人口・世帯の減少が見込まれます。国においては、住宅の量的充足など社会状況の変化を踏まえて、住宅の供給から住生活の安定の確保および質の向上へと住宅政策を転換しました。品川区は、公的住宅を含めた既存住宅を良質なストックとして維持していくことで、安心して生活できる住まいづくりを推進します。

現在の状況

副都心として位置づけられた大崎駅周辺地区をはじめとして、天王洲地区、大井町駅東口地区、東品川四丁目地区、西大井地区で法定再開発事業などの手法を活用し、都市基盤施設の整備を進めるとともに、土地利用の転換を図り、住宅、商業、業務とのバランスの取れたまちづくりを進めてきました。

平成14年（2002年）には、「都市再生特別措置法」が施行され、都市再生に向けた各種の制度が整備されたことを受けて、東京都心およびその周辺では民間都市開発投資が促進されました。品川区は、大崎駅周辺地域が都市再生緊急整備地域に指定されたことを受けて、区と地元関係者等とで設立したまちづくり連絡会が都市再生ビジョンを策定し、これに基づいて新しいまちづくりを進めています。また、武蔵小山駅周辺では、鉄道の地下化や駅前広場の整備が進んでいることから、まちづくりの機運が高まっており、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づく街並み再生地区の指定を受けた地区などでは、敷地の共同化や再開発に向けた検討が進められています。

住宅政策においては、品川区は、超高層31階ファミーユ西五反田東館（400戸）をはじめとした良質な区民住宅1,038戸を整備したほか、全国初の区民住宅の住み替え制度や家賃が一定となるフラット型家賃制度を導入するなど、活力ある地域づくりの担い手となる中堅ファミリー層の区内定住を積極的に誘導してきました。

国は、住宅の量的充足など社会状況の変化を踏まえて平成18年（2006年）に「住生活基本法」を制定し、住宅の供給から住生活の安定の確保および質の向上へと政策を転換しました。また、住宅確保要配慮者の居住の安定確保、老朽化したマンションの円滑な建替え促進などに取り組んでいます。

区においては、市街地整備などに伴う分譲マンションの建設が相次いだことから、民間住宅市場における住宅供給戸数は増加傾向にあり、住宅の量的な確保は図られているといえます。一方で、住宅確保要配慮者の住宅確保や既存マンションの老朽化など課題が残されていることから、国の動向を踏まえ、住環境の向上について検討を進めていきます。

今後の課題

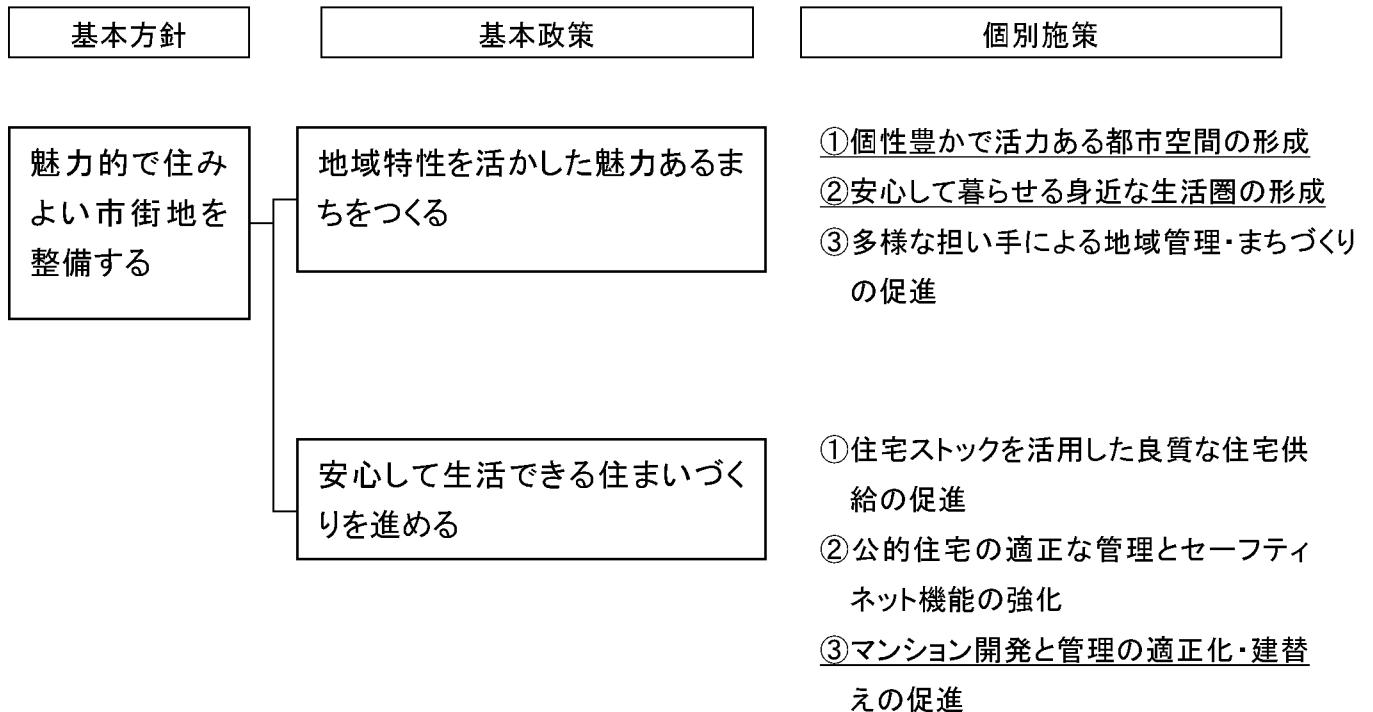
国際都市東京の表玄関に位置する品川区が、自らの地位をより確固たるものとするためには、50万人に達する昼間人口の様々な活動を支えられるよう、都市機能の充実を図る必要があります。また、36万人を超える区民それぞれの暮らしを支える魅力ある生活拠点の形成も必要です。

さらに、開発・整備からまちの維持管理運営に移行していく段階においても、まちの魅力と活力を維持していく必要があります。

住宅政策においては、区民に安心して生活できる住宅を提供していくために、公的住宅について適切な維持管理を行い、良質なストックとして維持していくしかなければなりません。また、民間住宅ストックを有効に活用し、住宅確保要配慮者に向けた住宅を安定供給していくしくみを検討するとともに、マンションの老朽化については、大規模修繕・建替えを支援し、区民の住環境を向上させていくことが必要です。

そのほか、投資型ワンルームマンションの過剰な供給は、地域との軋轢や、将来空き室が生じることによる環境悪化が懸念されることから、ワンルームマンションをはじめとした中高層建築物の開発を適正化する取り組みが必要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 5-2-1：地域特性を活かした魅力あるまちをつくる

東京の表玄関という品川区の地位をより強固なものとするため、工業、商業、文化等の様々な振興施策との連携を図りつつ、地域特性を活かした魅力ある創造的で活発な都市活動を担う拠点の形成を図ります。さらに、地域住民・事業所等、多様な担い手による地域管理の体制づくりを促進します。

<個別施策>

① 個性豊かで活力ある都市空間の形成

都心機能の一部を担う品川や大崎、区の中心核としての大井町等の駅周辺では、再開発事業等の推進と基盤整備を同時に進めながら、高次の複合都市機能を備えた拠点の形成を促進します。

② 安心して暮らせる身近な生活圏の形成

より身近な駅周辺では、個性ある商店街や医療、福祉、教育等の生活サービス機能の集積等、地域の中心性を備えた地域生活拠点の形成を進めます。

③ 多様な担い手による地域管理・まちづくりの促進

一定の地域における居住環境・市街地環境の維持・向上を目的として実施される地域住民・事業所等による様々な自主的取組みを支援し、多様な担い手による地域管理の体制づくりを促進します。

基本政策 5-2-2：安心して生活できる住まいづくりを進める

マンションを含む民間の既存住宅および公的住宅について、修繕や建替えを促進・支援して適切な維持管理を図るとともに、民間住宅ストックの有効活用を図ることで、住宅の安定供給と住環境の向上を推進し、安心して生活できる住まいづくりを進めます。

<個別施策>

① 住宅ストックを活用した良質な住宅供給の促進

住宅のリフォームを支援することで良質な住宅ストックとしての維持を図るとともに、住宅関係団体と連携し、民間賃貸住宅の空き室の有効活用および高齢者世帯、子育て世帯など住宅に困窮する区民への住宅の安定供給を図るしくみを検討します。

また、八潮住み替え相談センターの活動実績を踏まえ、世帯構成に応じた住宅へ円滑に住み替えることができるしくみを検討します。

② 公的住宅の適正な管理とセーフティネット機能の強化

適切な維持管理を実施し、公的住宅を良質な住宅ストックとして区民に提供していきます。

③ マンション開発と管理の適正化・建替えの促進

ワンルームマンションにファミリータイプの住戸と高齢者向けのバリアフリー住戸付置義務を定め、中堅ファミリー層とシニア世代の区内定住の一層の促進を図ります。また、マンションの管理水準の向上と大規模修繕や建替えの円滑な実施を促進するため、マンション管理士・一級建築士と連携して相談体制を確立するとともに、管理組合間が意見交換を行う場を設けるなどの支援を行います。

基本方針5－3 便利で安全な交通環境をつくる

政策の方向

利便性の高い交通環境を形成していくため、鉄道路線やバス路線などの公共交通ネットワークの充実を図ります。また、生活道路の計画的整備や幹線道路の整備を促進し、道路ネットワークの体系的な整備を進めます。そして、安全な道路環境を整備することで、便利で安全な交通環境づくりを推進します。

現在の状況

品川区は鉄道網が発達しており、駅の数も40と区内のほぼ全域が駅まで概ね徒歩15分以内にあります。さらに、平成14年（2002年）12月のりんかい線全線開通などにより、より充実した効率的な鉄道ネットワークが形成されました。都心へ向かう南北方向の鉄道路線に比べて東西の鉄道路線は少ないものの、東京23区の中でも交通の利便性は高い環境にあると言えます。区はこれまでも、道路・鉄道それぞれの安全性の向上と、交通渋滞の解消を図るため連続立体交差事業に取り組んできましたが、未だ、いくつかの踏切が残されており、地域の分断や交通渋滞、災害時の避難、救援・救護の障害になりかねない地域があります。

品川区の道路網については、南北を結ぶ幹線道路網は充実していますが、東西を結ぶ道路網は脆弱であり、交通渋滞、生活道路への通過車両の流入等が課題となっています。また、一部の幹線道路を除き狭隘な道路が多く、さらに、住宅系、工業系、商業系の土地利用が混在しているため、生活道路へ流入する車両も数多く発生しており、災害時に緊急車両等の通行等に支障をきたすおそれがあります。

品川区の交通事故件数、交通事故死傷者数は、平成12年（2000年）をピークにその後減少傾向にあります。しかし、自転車利用者の交通ルールや交通マナーを守る意識の希薄化による交通事故の発生や、歩行者空間を阻害する路上駐車や放置自転車による道路環境の悪化が課題となっています。

また、高齢化がさらに進む中、歩行者などにやさしい利便性の高い生活道路の整備を一層進める必要があります。

今後の課題

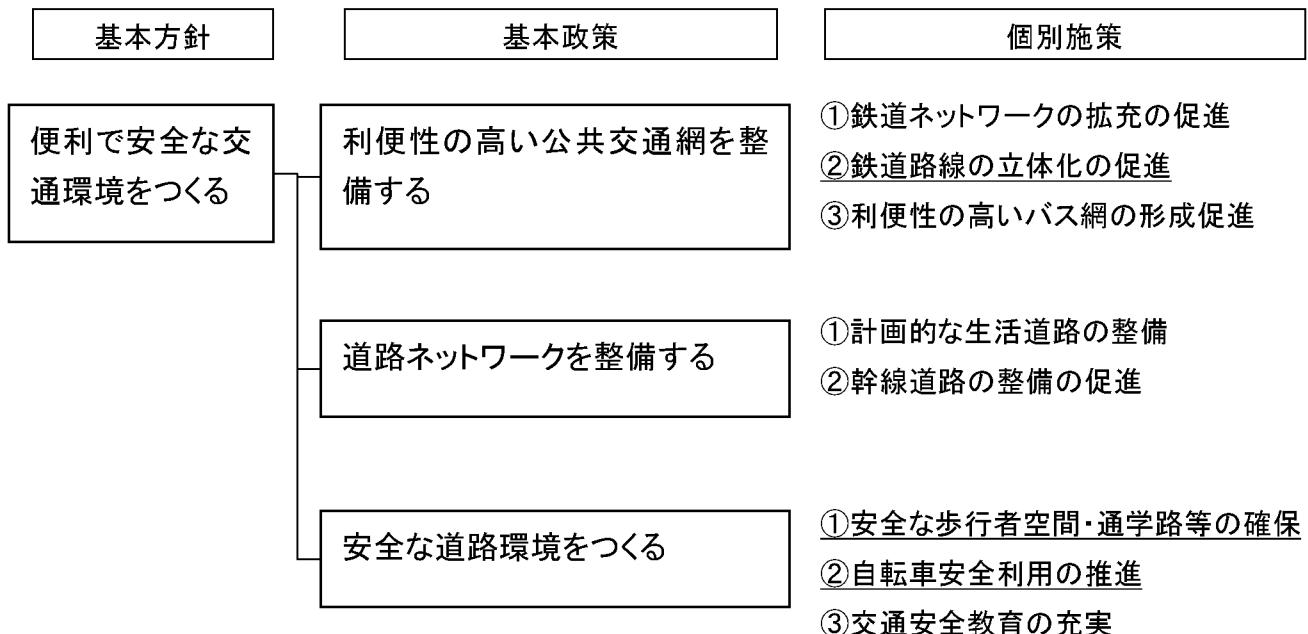
交通網の整備は、都市の魅力を高める重要な要素です。利便性の高い公共交通ネットワークを形成するため、鉄道による地域の分断、踏切事故、交通渋滞等を解消する必要があります。また、リニア中央新幹線の整備や、羽田空港の国際線の拡充等、区を取り巻く交通環境が変化していく中で、国際都市東京の表玄関として、まちの活性化の観点から、羽田空港への鉄道ネットワークの充

実や東海道貨物支線の貨客併用化について検討していく必要があります。さらに、鉄道網を補完するバス路線網の整備、拡充を図る必要があります。

道路ネットワークの体系的整備を進めるためには、生活道路の整備方針の策定により、歩行者にやさしい防災機能等をもった生活道路を整備していくことが重要です。区内の道路については、東西道路を結ぶ道路網の整備と、防災まちづくりと地域の活性化を図る観点から、整備を進める必要があります。都市計画道路の優先整備路線および事業中路線の整備について促進するとともに、都が推進する木密地域不燃化 10 年プロジェクトによる特定整備路線の整備を進めることができます。

安全な道路環境づくりをめざし、高齢者・障害者をはじめ、すべての区民が安全で安心して道路を利用できるよう、道路のバリアフリー化や道路利用の適正化による道路環境の向上などを一体的に実施する必要があります。また、交通事故を減少させる取り組みとして、安全施設の整備や交通安全の啓発・教育を実施していくことも重要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 5-3-1：利便性の高い公共交通網を整備する

品川区の広域都市軸のうち五反田、大崎、大井町の活性化を図るため、区内から羽田空港への交通ネットワークの整備の検討を進めます。また、鉄道がもたらす地域の分断、踏切事故、交通渋滞等の解消を図るため、既存の鉄道の立体化などを推進します。また、鉄道網が発達した区内において、バスは、鉄道網を補完する役割を持ち、鉄道駅への移動手段であるとともに、鉄道では直接接続していない地域間の移動にも利用されている重要な交通手段であり、区民の利便性を高めていきます。

＜個別施策＞

①鉄道ネットワークの拡充の促進

五反田、大崎、大井町のさらなる活性化を図るため、羽田空港への鉄道ネットワークなどの再編整備に向けて働きかけを行います。また、東海道貨物支線
貨客併用化の実現に向け沿線自治体が構成する協議会を通じて働きかけを進めます。

②鉄道路線の立体化の促進

踏切遮断による交通渋滞および踏切事故の解消、鉄道に分断された市街地の一体化等を図るため、鉄道立体化の検討を推進します。

③利便性の高いバス網の形成促進

利用者ニーズに応じた利便性の高いバス網の整備が必要であり、特に区の東西を結ぶ公共交通網を充実させるため、都市計画道路の整備に合わせて、東西方向を結ぶバス路線の確保について事業者に強く働きかけます。

基本政策 5-3-2：道路ネットワークを整備する

計画的に生活道路の整備を進めるための整備方針を策定し、歩行者にやさしい防災機能等をもった生活道路の整備を推進します。また、都市基盤の骨格となる幹線道路の整備を促進し、防災まちづくりや地域の活性化を図ります。

<個別施策>

①計画的な生活道路の整備

生活道路の中には狭隘な道路が多くあります。区民生活にもっとも身近な生活道路の利便性や防災上の観点から、街区内交通を集め幹線道路へ接続する主要な生活道路の整備方針を検討・策定します。また、通勤、通学、散歩、買い物等の日常生活が快適に行われる空間としての生活道路を確保します。

②幹線道路の整備の促進

補助 26 号線の整備を促進するとともに、防災まちづくりの観点から特定整備路線として選定された補助 29 号線、放射 2 号線、補助 28 号線の早期整備を推進します。特に補助 29 号線については、都市防災不燃化促進事業、防災生活圏促進事業、密集住宅市街地整備促進事業等に合わせた整備を推進します。また、接続する道路整備についても検討します。

国道 357 号線に関しては、大井埠頭と臨海副都心とを一般道で結ぶ路線の確保について整備を促進するよう働きかけます。

基本政策 5-3-3：安全な道路環境をつくる

すべての人が、安全で安心して通行できる歩行者空間や通学路等を確保するため、交差点等の改良や道路のバリアフリー化、道路利用の適正化等により道路交通環境の向上を図ります。また、交通事故を防止するため、自転車利用者や小中学生、高齢者等を対象とした交通安全教育等の充実を進めます。

<個別施策>

① 安全な歩行者空間・通学路等の確保

高齢者や障害者、幼児、児童など誰もが安心して利用できる歩行者空間や通学路等を確保するため、歩道の整備や交差点の改良をはじめ、防護柵・カーブミラー・道路照明などの安全施設を整備するとともに、自転車の走行環境の整備や、道路上の不法占用物件等の障害物の除去、違法駐車の取締まりを進めます。

また、歩行者が安全に道路を通行するうえで障害となる放置自転車の対策については、啓発活動を実施するとともに自転車駐車場の整備に努めます。

② 自転車安全利用の推進

自転車乗車中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図るため、関係機関、団体、学校等との連携・協力を進めます。また、「自転車安全利用五則」を普及促進するため、自転車利用ルールの周知と街頭指導の充実を図ります。

③ 交通安全教育の充実

各種啓発活動を実施し、交通ルールの遵守を促すとともに交通マナーの実践を図ります。また、交通安全教室の充実を図り、交通事故の原因や危険性を広く周知することで、交通事故防止に努めます。

基本方針5－4 区民生活の安全を確保する

政策の方向

不審者情報や犯罪発生情報などの提供を行うことにより、区民の防犯に対する意識の醸成を図るとともに、区民や町会・自治会、事業者等の自主防犯活動の取り組みを支援し、協働による防犯対策を推進します。また、特に子どもの安全確保については既存の取り組みを強化しつつ、地域全体での見守り体制を確立します。さらに、消費生活を巡る環境変化に対応して、消費者教育を進めるとともに、区内の消費者団体との連携を図りながら、関係団体・諸機関と情報を共有し、消費者被害を未然に防ぐ体制と消費者相談体制の拡充に取り組みます。

現在の状況

防犯については、平成14年（2002年）4月1日に「品川区生活安全条例」を施行し、区民の生活安全に関する意識を高め、自主的な防犯活動を推進することで、安全で安心して生活できる地域社会を形成することを目的に各種の施策を展開しています。具体的には、生活安全サポート隊を中心とした防犯パトロールや防犯広報活動による住民の自主的な防犯活動の取り組みの促進、「83運動」、防犯カメラの設置助成など、自分たちの地域は自分たちで守るという風土づくりに取り組んでいます。また、子どもの安全を見守る「近隣セキュリティシステム」をはじめ、公園等で遊ぶ子どもたちを周囲の大人たちが見守れるよう、公園の見通しをよくする取り組みなど、ハード・ソフトの両面から犯罪に強いまちづくりを推進しています。これらの取り組みにより犯罪発生状況は平成20年（2008年）以降、5年連続して減少しています。

また、区民の消費生活を巡る環境は、経済のサービス化・ソフト化にともない、多様な金融商品の出現や、インターネットを利用した取引の拡大など大きく変化しています。このような環境の変化を背景として、高齢者や人生経験の少ない若者をターゲットにした悪質巧妙な販売による被害が拡大しています。

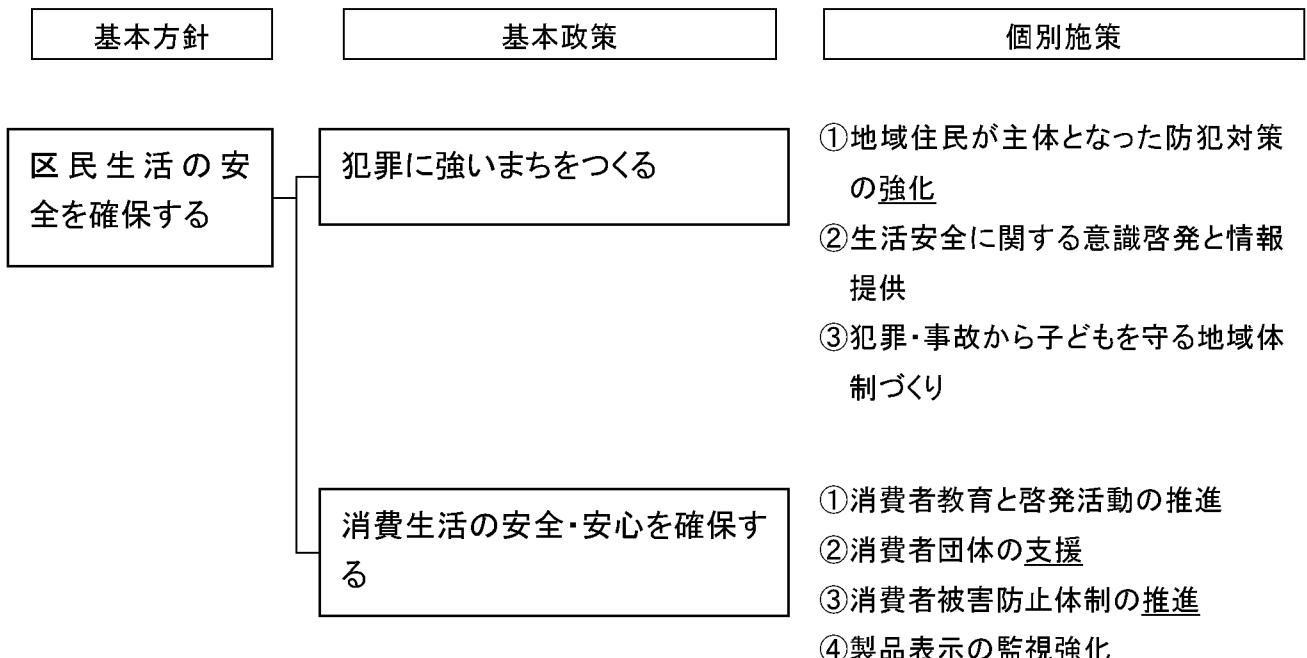
今後の課題

防犯については、刑法犯全体の認知件数が減少しているものの、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺が増加していることから、区民の体感治安の向上を図るために、情報提供等による意識啓発のほか、区民や事業者と連携した見守りの強化や迷惑行為の排除等に向けた様々な取り組みが求められています。

消費者の安全確保については、一人暮らしの高齢者などの被害を素早く把握して、消費者センターの消費者相談につなげる地域ネットワーク体制の推進や、被害にあわない自立した消費者になってもらうため、身近なところで参加でき

る消費者教室や出前講座など多様な機会の提供による意識啓発が求められています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 5-4-1：犯罪に強いまちをつくる

区民が防犯活動に取り組むためには、犯罪情報の提供が欠かせません。そのため、警視庁が配信する「メールけいしちょう」の利用促進を図るなどして区民が身近な地域の安全に関する情報を迅速・正確に把握できるよう取り組みます。

また、ボランティアにより地域に密着した防犯活動を実施する団体（自主的防犯活動団体）に対する助成制度を運用し、区民の自主的な防犯活動を支援します。加えて、特に子どもの安全確保については、「近隣セキュリティシステム」の協力者や「こども 110 ばんの家」を融合した子どもを見守る地域ネットワークを構築するとともに、遊んでいる子どもたちを周囲の大人たちが見守りやすい公園をつくるなど、犯罪に強いまちづくりを進めます。

＜個別施策＞

①地域住民が主体となった防犯対策の強化

安全で安心なまちづくりに向けた自主的な防犯活動を促進するため、自主的防犯活動団体に対し活動助成を行うとともに、より一層生活安全サポート隊および警察署との連携を図り、防犯対策を強化します。

②生活安全に関する意識啓発と情報提供

警察等関係機関と連携した地域安全運動や各種キャンペーンの開催により、品川区セーフティアップ運動を効果的に推進し、区民の生活安全に関する意識啓発を図ります。あわせて、警視庁が犯罪情報を迅速・正確に配信する「メールけいしちょう」の利用を促進します。

③犯罪・事故から子どもを守る地域体制づくり

「近隣セキュリティシステム」の効果的運用を図るため、システムや「まもるっち」等の機能向上と実地の点検・訓練を励行します。また、「近隣セキュリティシステム」の協力者と「こども 110 ばんの家」制度の融合、「83 運動」との連携を図るなど、地域を挙げた子どもたちの安全を見守る地域ネットワークをより強固なものに構築していきます。さらに、子どもたちの遊び場の安全性を高めるための取り組みを推進します。

基本政策 5-4-2：消費生活の安全・安心を確保する

高度消費社会のもとでの商品・サービス提供の多様化やインターネットの利用拡大、パソコン・携帯電話の普及とともに新たな販売方法の出現など、消費者を巡る環境は著しく変化しています。近年は、消費者が自己の経験のみで必要なものを合理的に選択することが難しくなっており、特に高齢者や若者の間で悪質巧妙な手口による被害が急増しています。今後とも相談機能の一層の充実を図りつつ、消費者トラブル支援救済を進めます。

＜個別施策＞

①消費者教育と啓発活動の推進

悪質商法や巧妙化する不当請求から区民を守るとともに、消費生活トラブルにも毅然と対処する自立した消費者を育成するため、消費者センターにおいて多彩な講座の企画・実施やタイムリーな情報提供を行います。また、町会・自治会などの地域団体と協力して啓発活動を進めます。

②消費者団体の支援

消費者自身による問題解決の取り組みを促進するため、区内の消費者団体に講師を派遣するなどの支援を行うとともに、様々な場での消費者教育を推進するため消費者団体への情報提供を進めます。

③消費者被害防止体制の推進

高齢者や障害者などの消費生活トラブルや消費者被害を防止するため、ケアマネジャー・ホームヘルパー、民生委員、町会・自治会、社会福祉協議会、成年後見センター等と柔軟に連携し、消費生活相談活動の充実を図り、消費者被害防止体制を進めます。また、多重債務問題の解決を図るために、関係機関との連携を強化します。

④製品表示の監視強化

「家庭用品品質表示法」、「電気用品安全法」、「消費生活製品安全法」、「ガス事業法」および「液化石油ガス法」に基づき、小売店の立ち入り検査などによる品質表示に関する監視体制を強化します。

区政運営の基本姿勢

基本方針6－1 協働による区政運営を推進する

政策の方向

町会・自治会・商店街をはじめ企業、大学、NPO、ボランティアなどの多様な主体とお互いの立場や特性を尊重しあいながら、区民と区による協働のまちづくりを進めるため、区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させるとともに、多様な協働の促進に向け、しくみづくりを推進します。

現在の状況

地域コミュニティについては、都市化の進展により希薄化が指摘されていますが、その一方で東日本大震災などの影響により地域の絆や助け合いの重要性が改めて認識されるとともに、福祉や教育、まちづくりなど公益的な活動の活性化等を背景に、「公」を多様な主体が担う領域が拡大してきています。

町会・自治会などの地縁的団体をはじめ、企業やNPO、ボランティアなどの社会貢献活動が活発に行われ、商店街や中小企業、区内の大学、昼間区民にも広がってきています。

区は、すでにこうした団体などと連携し、事業を進めていますが、区民と区との協働、団体相互の協働をさらに推進することで、豊かな地域社会をつくります。

今後の課題

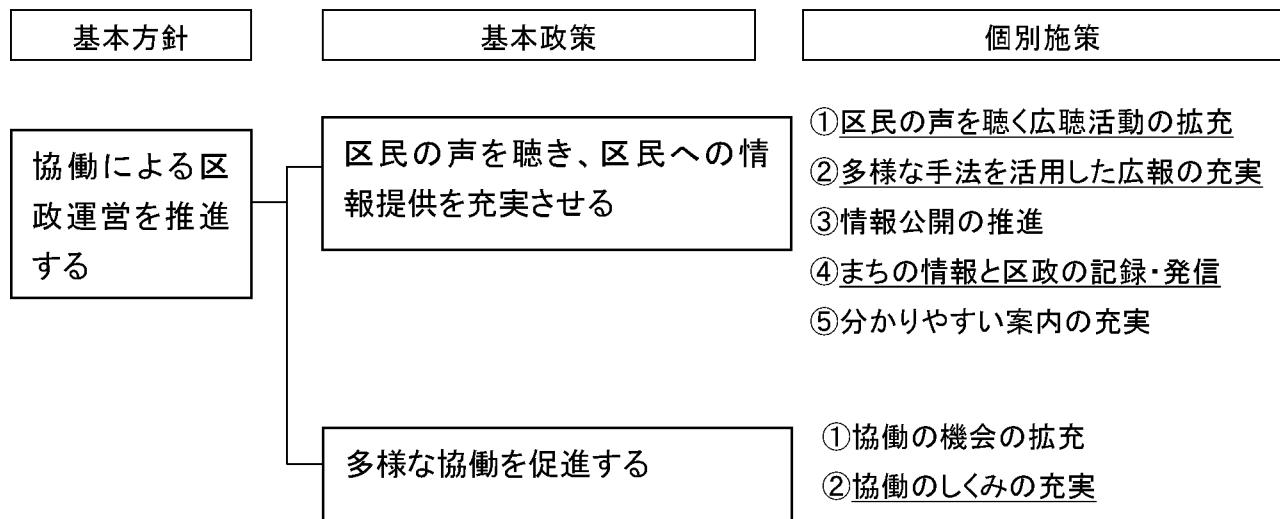
協働を基本姿勢として多様な区民や団体の意欲と能力を活かして地域が一体となったまちづくりを進める必要があります。

このためには、区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させるとともに、多様な区民や団体が出会い、連携・協働する機会や場をさらに増やしていくかなければなりません。

その基礎となる情報提供については、これを総合的かつ効果的に行いつつ、高齢者・障害者・外国人などにも配慮した様々なしくみをつくる必要があります。その際には、区政に関する情報発信だけでなく、地域情報の収集と発信も求められています。

また、多様な協働を促進するためには、区は地域や団体の事情にあわせて地域の課題を地域の区民や団体が発見し、連携して解決していくといった活動やサービスが的確に行われるよう、その活動を支援し、あわせてコーディネーターとしての役割を担うことが重要課題です。さらに区民の声を区政に活かし、区民と区、区民相互の顔の見える関係づくりと交流や意見交換・情報交換が活発になるしくみも不可欠です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 6-1-1：区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させる

区民が意見を提示できる、多様な手法と媒体を活用した幅広い意見聴取を行います。また、聴取した意見や要望ができるだけ区政に活かします。

あわせて、協働の基礎となる情報公開と積極的な情報提供を進め、情報を必要とする区民に確実に伝えられるよう、受け手の状況に応じ、多様な媒体の強みを活かした情報発信を充実します。

<個別施策>

①区民の声を聞く広聴活動の拡充

区民と区との信頼に基づいたパートナーシップを確立するために、広聴のしくみを拡充します。

②多様な手法を活用した広報の充実

区政に関する情報はもとより、区内で活躍する団体・区民などの取り組みを各種媒体を通じて発信し、区民の区政への関心を高めるよう広報活動の充実を図ります。

③情報公開の推進

区民と区との協働によるまちづくりを進めるため、情報公開制度の適正な運用を進め、区政に関する情報を積極的に提供します。

④まちの情報と区政の記録・発信

区政に関する情報とともに、区民に必要なまちの情報も収集・記録し、多様なメディアを活用して積極的に発信します。

また、情報を区民と区とが共有できるようにすることで、区民の自発的・自主的な活動を支援します。

⑤分かりやすい案内の充実

景観やすべての人にやさしい配慮、外国人向け標記など、案内に求められる様々な視点を考慮し、対象となる地域や施設の特性や目的に応じた分かりやすい案内の充実を図ります。

基本政策 6-1-2：多様な協働を促進する

コミュニティを活性化させ住みよいまちづくりを進めるために、地域における課題を地域住民が自発的・自主的に解決できるよう、町会・自治会をはじめ、企業の社会貢献活動、N P Oなどの自主活動団体と区との協働、団体相互の協働のほか、ボランティア活動への参加を促進します。

また、地域で活動している団体と区とがお互いに活発な情報交換や交流を行う機会の充実を図ります。区民との協働を基本とした区政運営を推進するためには、それにふさわしい職員の育成も必要です。

<個別施策>

①協働の機会の拡充

区民と区との協働により、地域の実情や特性に即したまちづくりを進めるため、区民と区との協働、団体相互の協働など様々な協働・連携を行うことができる機会や場を広げていきます。

②協働のしくみの充実

区民と区とのパートナーシップのもとに、協働によるまちづくりを推進するためのしくみを更に充実していきます。

基本方針 6－2 行政改革を継続的に推進する

政策の方向

区政を取り巻く環境や区民のニーズの変化に迅速かつ的確に対応し、充実した区民サービスを提供するため、事務事業や区の施設のあり方の検討、組織体制の見直し、職員の資質の向上など、行政改革を一層推進します。

現在の状況

品川区は、昭和 58 年（1983 年）以降、行財政改革に取り組み不断の努力を続けてきました。

主なものは、民間活力の活用や I C T 化などで、その結果、職員数は昭和 58 年（1983 年）当時と比べ、約 1,800 人の削減となりました。また、財政面においても健全な財政基盤を築き、区民ニーズに応じた新たな施策を積極的に展開するなど、大きな成果を挙げています。

今後の課題

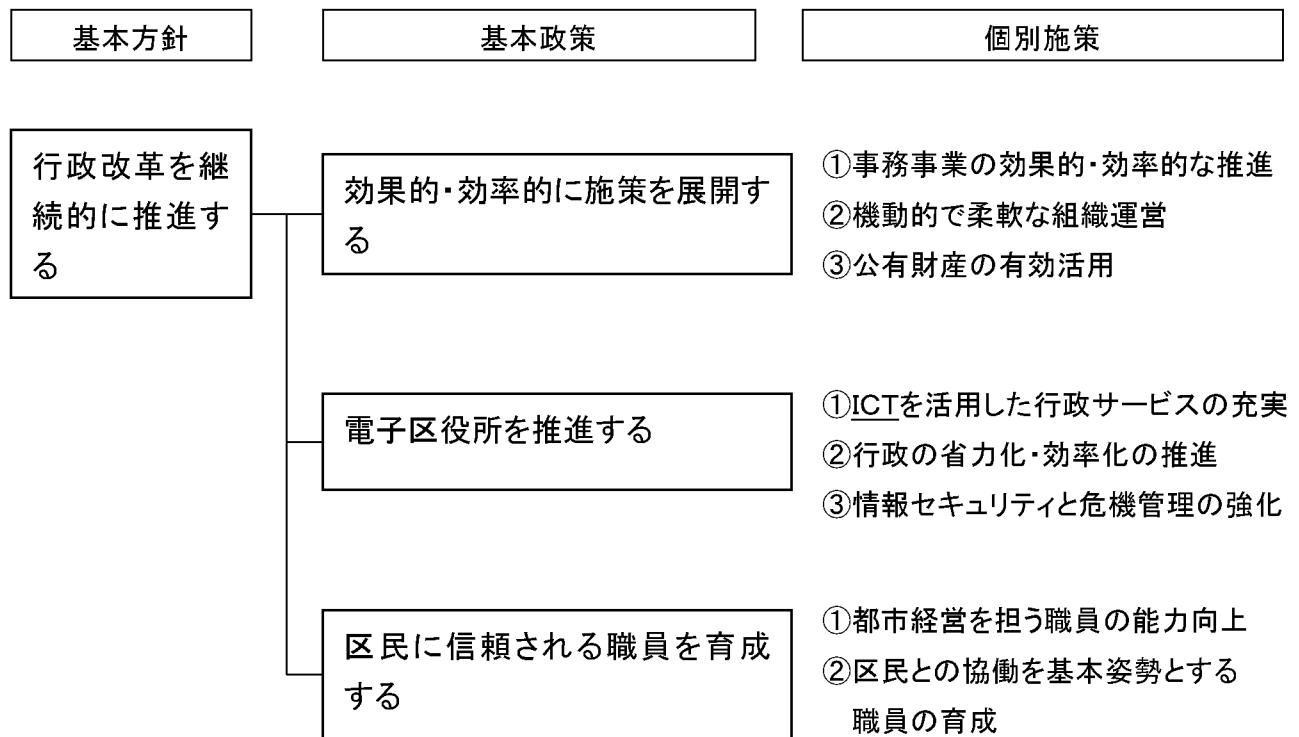
区は、区民のニーズを的確かつ迅速に把握し、それに応じた施策を展開していかなければなりません。そのためには、機動的で柔軟な組織運営と事務事業の効果的・効率的な推進が不可欠です。

また、少子高齢化などの影響により、公共施設に対する需要は大きく変化していることから、「品川区公共施設有効活用プラン」の考えを踏まえ、今後老朽化が進む施設の具体的な活用について検討する必要があります。さらに、民間活力を適切に活用するとともに、公共性・公平性の観点からの受益者負担の適正化についても、検討を深める必要があります。

あわせて、情報化の急速な進展に対応して、これまで以上に情報通信技術を活用した効率化、サービス向上に取り組んでいかなければなりません。

これらの要請に応えるためには職員一人ひとりの力が原動力となります。そのため、職員の能力開発・資質の向上を図ることが不可欠です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 6-2-1：効果的・効率的に施策を展開する

各事務事業について、成果を検証し不断の見直しを行うとともに、民間活力のさらなる活用を図るなど、その効果と効率性をより高めます。

また、行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織体制を整備するとともに、組織内部全体の連携を強化して機動的な組織運営を図ります。

さらに、公有財産については、区民ニーズの変化に即した有効活用を図ります。

<個別施策>

①事務事業の効果的・効率的な推進

これまでの事務事業の成果を検証しつつ効果的かつ効率的な取り組みを検討し、継続的に改善します。

また、こうした取り組みの一環として、区民サービスの提供手法についてもさらに検討します。

②機動的で柔軟な組織運営

区民サービスの効果的、効率的な提供という観点から組織を見直し、より機動的な組織運営を進めます。

③公有財産の有効活用

少子高齢化や区民ニーズの多様化により行政需要の変化している施設については、複合化や集約化、さらに民間への一時的な貸付など、社会状況の変化に対応した適切な施設の有効活用を図ります。

また、施設の計画的な改築、改修を進め、長寿命化することで、維持管理コストの適正化を図ります。

基本政策 6-2-2：電子区役所を推進する

情報通信技術の特性を活用して、窓口サービスの向上や行政手続きの簡素化を推進します。また、庁内の情報共有の強化や業務の省力化・効率化に向けて情報基盤を見直し、情報通信環境の整備検討を進めます。さらに、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに緊急時に組織的に対応できる体制等の確保に努めます。

<個別施策>

①ICTを活用した行政サービスの充実

迅速処理、自動処理、情報伝達性に優れ、時間と場所の制約を受けないなどのICTの特性を活用するとともに、個人番号制やICT技術革新の動きを捉え、さらなる区民サービスの向上を図ります。

②行政の省力化・効率化の推進

区職員がそれぞれの役割に応じて、政策検討に円滑に関わることができるよう、庁内の情報共有を強化します。業務の省力化・効率化のために情報基盤を整備し、情報通信機器の統合化およびシステムの最適化を推進することで、住民福祉の向上を目的とした行政サービスの更なる充実を図ります。

さらに、区民や団体・企業との協働に情報通信技術が効果的に活用できるよう、職員の能力開発を行い、高度な自治体経営の実現に向けて職員の意識向上を図ります。

③情報セキュリティと危機管理の強化

ICTの高度利活用が進む一方で、新たなコンピュータ・システムへの攻撃や、サイバー犯罪の増加などに対応した情報セキュリティのレベルアップが必要です。

引き続き、物理的、技術的、人的な対応を図り、情報に対する意識の向上と個々の職員、組織の両面から情報セキュリティ対策を強化します。

また、災害、事件の発生、基幹的業務システムの停止等、緊急を要する事態に組織的に対応するための情報システム業務継続計画を隨時見直し、業務の継続を図ります。

基本政策 6-2-3：区民に信頼される職員を育成する

効率的な行政運営と充実した区民サービスの提供を担う職員に求められる能力の向上を図ります。また、区民との協働による区政運営を推進するため、その趣旨を基本姿勢として身に付けた職員を育成します。さらに、品川区職員としての使命感と倫理観の高揚を図ります。

これらの実現に向けて、職員研修の充実と全庁的な人材育成の取り組みを推進します。

<個別施策>

①都市経営を担う職員の能力向上

都市経営を担う職員を育成するため、政策形成能力やコーディネート能力の向上などを図ります。また、今後5年間において約500名の職員が定年退職することを踏まえ、若手職員の能力向上を図るとともにベテラン職員のノウハウ継承を推進します。

②区民との協働を基本姿勢とする職員の育成

区民と区とが信頼に基づいたパートナーシップのもとに品川区のまちづくりを行うため、協働の基本姿勢を職員に浸透させていきます。

基本方針6－3 基礎自治体としての基盤を確立する

政策の方向

「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」といった、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築をめざすとともに、国から地方へのさらなる権限と税財源の移譲に向けた地方分権改革を推進し、基礎自治体としてのより一層の基盤の確立を図ります。

現在の状況

平成12年（2000年）の都区制度改革により、23区は通常の「市」と同様の基礎自治体として位置づけられ、清掃事業も都から移管されましたが、都区の役割分担とこれに応じた財源配分といった改革の根幹をなす課題が積み残しとなりました。その後、これらの課題の解決に向けた都区間の協議は難航したもの、平成18年（2006年）2月には一定の整理がなされ、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討することで合意に至りました。この合意に基づき、同年11月、都区共同の検討組織である「都区のあり方検討委員会」が設置され、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度の3項目について協議が進められ、現在は、緊急の課題である児童相談所のあり方等について、都区のあり方検討とは、切り離して検討が行われているところです。

また、その中で、将来の都制度や東京の自治のあり方を明らかにしていくことが重要であるとの認識が都区の間で一致し、学識経験者も含めた都と区市町村共同で、「東京の自治のあり方研究会」を設置し、平成21年（2009年）11月から研究を開始しました。

一方、平成12年（2000年）の地方分権改革（第1期）により、国と地方の関係は対等・協力の関係として位置づけられ、機関委任事務制度の廃止、国の関与の縮減等が実現しました。その後、積み残しとなった税財源問題の解決に向けて、①国庫補助負担金の見直し、②税源移譲、③地方交付税改革からなる三位一体改革が進められました。しかし、国から地方への3兆円の税源移譲が実現したものの、国庫補助負担金の見直しの多くは補助率の引き下げに止まるなど、地方の自由度の拡大は十分でなく、税源移譲の面でも、23区においては品川区も含めほぼ半数の区で大幅な税収減が生じるなど、多くの課題が残される結果となりました。

平成18年（2006年）12月に地方分権改革推進法が成立し、さらなる権限と税財源の移譲に向けて、第2期の地方分権改革の論議が本格的にスタートしました。その後、平成23年（2011年）に成立した第1次および第2次「地域主権推進一括法」等により、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図る「義務づけ枠付け」の見直しや基礎自治体への権限移譲が図られました。現在、さ

らなる権限や財源の委譲等に向けた法整備の検討が進められています。

今後の課題

少子高齢化が急速に進み、地域社会を巡る様々な課題が山積するなかで、地域の実情にあわせたきめ細かな対応が求められています。住民にもっとも身近な基礎自治体である区の果たすべき役割と責任はますます重大になっており、区民の幅広い声を受けとめ期待に応えていくためにも、これまでにも増して、区の役割と権限を拡充するとともに、これに応じた財政自主権の確立を急がなければなりません。

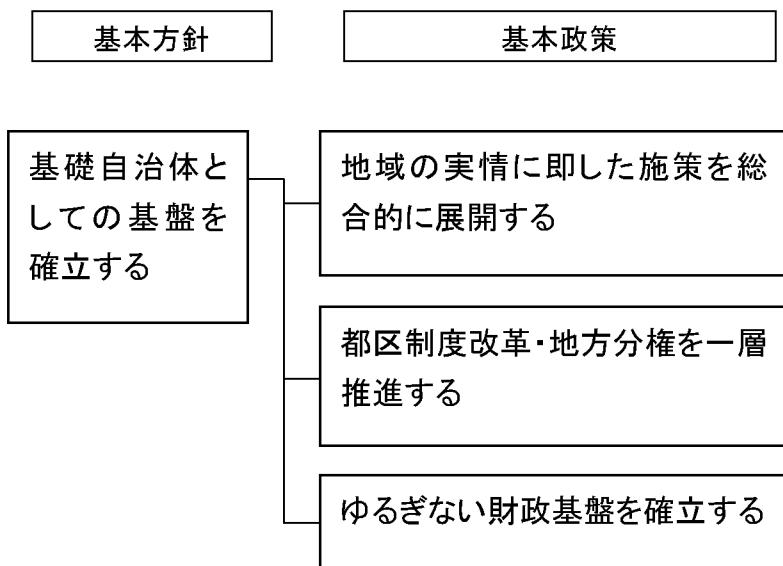
こうした観点から、今後とも、「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」といった、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築に向けて全力を挙げる必要があります。

地方分権改革についても、住民に身近な事務は基礎自治体が優先して処理するといった「基礎自治体優先の原則」のもとで、国と都道府県、区市町村の役割分担の見直しを進め、国から地方への権限と税財源のさらなる移譲を実現することが不可欠です。

なお、現在、道州制の導入や大都市制度のあり方について検討が進められていますが、こうした動きは、今後の都区のあり方、地方分権改革にも大きな影響を及ぼすものであり、十分注視していく必要があります。

また、国の検討機関等において、大都市部と地方の税収格差の問題が取り上げられ、法人二税の見直し等の検討が進められていますが、地方の財源確保は国の責任において解決すべき問題です。地方税の受益と負担の原則が歪められることのないよう、引き続き関係機関への働きかけなどを強めていく必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 6-3-1：地域の実情に即した施策を総合的に展開する

急速に進む少子高齢化への対応をはじめとして、地域社会を巡る様々な課題に的確に対応し区民の期待に応えていけるよう、国、東京都をはじめ、近隣区や関係自治体等との連携も視野に入れつつ、地域の実情に則したきめ細かな施策を総合的に展開します。

基本政策 6-3-2：都区制度改革・地方分権を一層推進する

住民にもっとも身近な基礎自治体である区の果たすべき役割と責任がますます重大になっていることを踏まえ、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築を図ります。

地方分権改革では、住民に身近な事務は基礎自治体が優先して処理するといった「基礎自治体優先の原則」のもとで、国と都道府県、区市町村の役割分担の見直しを進め、国から地方への権限と税財源のさらなる移譲を実現します。

基本政策 6-3-3：ゆるぎない財政基盤を確立する

区民サービスの充実と品川区の特色を發揮した施策の着実な実現に向けて、区税などの自主財源の安定確保に努めるとともに、これまで培ってきた財政力と健全財政の維持発展を図ります。